

市内の事業者を 応援します!!

【問合せ・相談】
商工労政係 ☎32-1841



赤平市企業振興促進事業

拡充

機械などの更新に対する助成・課税免除の該当要件を緩和します!!

赤平市における企業振興のため、市内に工場や特定施設を新設、増設または機械などを更新する事業に課税の免除及び助成を行い、経済の発展と雇用拡大を図ります。

■対象の事業所

工場

物の製造、加工または修理を行うための施設
特定施設

製品などの開発を行うための試験研究施設、
ソフトウェアハウス、農林水産関連施設、医
療福祉施設、スポーツ施設、教育文化施設、
宿泊施設、観光施設

■課税の免除及び助成措置の対象など

赤平市内に立地する工場があって、新設ま
たは増設の投資額が1,500万円以上で、これに
伴って新規雇用者が3名以上であること。

ただし、機械及び装置・工具などの更新事業
に限り、新規雇用者が1名以上であること。

■課税免除

固定資産税を5年間全額免除

■投資額に対する助成

新設・増設・更新にかかる投資額の100分の10
に相当する額
(交付は1回限りで限度額は5,000万円)

■雇用に対する助成

新設・増設・更新にかかる雇用者(市内居住
者に限る)1人に対し50万円
(交付は1回限りで限度額は5,000万円)

■用地取得に対する助成

新設・増設にかかり、市内の用地を取得した
場合に100分の30を乗じて得た額
(交付は1回限り)

※下線の部分が今年からの変更点です。

赤平市起業支援事業補助金

起業・新規事業参入を支援します!
市内で新たに起業する中小企業者、中小企業団体などが対象です。

■対象となる方

市内に事業所を設置し、通年で営業する事業
を起業する方

■補助金額

対象経費の2分の1以内
(300万円が上限)

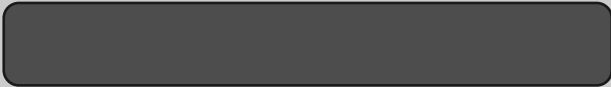
■補助対象

- ①事業所などの建築費(増改築含む)
- ②設備及び備品の購入費
- ③広告宣伝費
- ④事業用車両の購入費

「新しい会社を
始めたい!!」
スタートを応援



_____ 長



以内

で100万円まで
 ※複数年事業は3年以内で各年50万円まで

● 勤労者生活資金貸付事業

- 対象者
- 赤平市